

## 富士河口湖町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この告示は、住宅用太陽光発電システム（以下「対象システム」という。）の設置者、ならびに対象システムが組み込まれた新築住宅の購入者に対して、富士河口湖町（以下「町」という。）がその費用の一部を補助し、本町におけるクリーンエネルギー利用を推進し、地球規模での環境保全や温暖化防止を図り、自然豊かな環境にやさしいまちづくりを推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この告示において「対象システム」とは、次の各号に掲げるものとし、各システムの要件等は別表第1に定めるとおりとする。

- (1) 住宅用太陽光発電システム
- (2) 定置用リチウムイオン蓄電池システム

### (補助の対象者)

第3条 補助の対象者は、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 町内に住所を有し、町税納税義務者にあつては町税を完納している者、納税義務者でない者にあつては町長が特に認めた者。
- (2) 自ら居住する町内の住宅（併用住宅を含む。）に対象システムを設置し設置後3月以内に補助金の申請を行う者。
- (3) 対象システムが太陽光発電システムである場合は、電力会社と電気需給契約をした者。

2 前項の規定にかかわらず、この告示による補助の対象は、各対象システムにつき1回とし、過去に同一の内容で補助を受けた者(当該補助を受けた者と同一の世帯に属する者を含む。)は、新たにこの告示による補助を受けることができない。

### (補助金の額)

第4条 補助対象となるシステムの補助金の交付額は、別表第2に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、「富士河口湖町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書(様式第1号)」に次の書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) システム工事請負書の写し
- (2) システム設置に係る費用の支払を明らかにする書類(領収書等)の写し
- (3) 電力会社との需給契約の写し(太陽光発電システムの場合に限る)
- (4) システム設置完了写真
- (5) 前年度の納税証明書(転入者等の場合は前住所地の納税証明書)
- (6) 振込先の口座情報が確認できる通帳の写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と求める書類

2 交付申請書の提出状況において、申請額の合計が予算の上限に達した場合には、前項の規定にかかわらず交付申請書の受理を終了するものとする。

(交付の決定及び通知)

第6条 町長は、前条の交付申請書が提出され、その内容を審査し適当と認めるときは、補助金の交付額を決定し、富士河口湖町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第7条 町長は、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けた者に対して、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(協力)

第8条 町長は、当該補助金を受けて発電システムを設置した者に対し、必要に応じてデータの提供を求めることができ、設置した者はこれに応じなければならない。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則  
(施行期日)

この告示は、平成24年4月1日から施行し、同日以後に対象システムを設置した者から適用する。

附 則(令和7年告示第43号)

この告示は、令和7年7月1日から施行し、同日以降に申請のあった者から適用する。

別表第1 (第2条関係)

対象システム名	要件
太陽光発電システム	(1) 1世帯当たりの太陽光電池モジュールの公称最大出力の合計、又はパワーコンディショナーの定格出力の内、いずれか小さい方が10キロワット未満である (2) 電力会社と受給契約したもの (3) 住宅用として新たに設置するものであり、未使用品である
定置用リチウムイオン蓄電池システム	(1) 蓄電容量が1キロワットアワー以上である (2) 住宅用太陽光発電システムと常時接続している (3) 住宅用として新たに設置するものであり、未使用品である

別表第2 (第4条関係)

対象システム名	補助金額
太陽光発電システム	1世帯当たりの太陽光発電モジュールの公称最大出力の合計、又はパワーコンディショナーの定格出力の内、いずれか小さい方に、1キロワット当り2万円を乗じて得た額とし、10万円を限度として補助する。(千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。)
定置用リチウムイオン蓄電池システム	対象システムの新設に対して、1基20万円とする。